



2007年3月28日

各 位

本社所在地 大阪市中央区南船場2丁目3番2号
会社名 イオンデイト株式会社
代表者名 代表取締役社長 古谷 寛
(コード番号 9787 東証・大証 第一部)
お問合せ先 戦略本部コーポレートコミュニケーション部長 倉方 大輔
(TEL. 06-6260-5632)
当社の親会社 イオン株式会社 (コード番号: 8267)
株式会社マイカル (コード番号: -)

取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成19年3月28日開催の取締役会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権を発行するとともに、従来の役員退職慰労金制度を廃止する旨の議案を、平成19年5月開催予定の当社第34回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の株価や業績との連動性をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することにより、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、今般、退職慰労金制度を廃止するとともに、株式報酬型ストックオプション（新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権）を、当社の取締役に対して割り当てることとしています。

なお、本議案の承認可決後は、毎年、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役会の決議により株式報酬型ストックオプションを当社の取締役に対して割り当てる予定です。

2. 議案の内容

- 1) 当社の取締役の報酬等の額のうち、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の内容に関する議案を付議するものです。
- 2) 当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたします。

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の1年間の上限個数

当社第34回定時株主総会への議案確定の際、取締役会にて個数を決定する予定

目的たる株式 当社普通株式1年間の上限株式数を定める。

新株予約権の1個あたりの目的たる株式数 100株(単元株式数)

なお、当社が株式分割、株式合併、合併、会社分割を行う場合など、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は、当該条件を勘案の上、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の発行日及び発行価額

各新株予約権の発行日は毎年5月10日(土曜日・休日の場合は翌営業日)とする。

各新株予約権は、各期における定時株主総会に近接する取締役会において、上記(1)の範囲内で1年間以内に発行する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の上限数を定め、当該定時株主総会の開催日に属する当社の事業年度における業績評価を勘案して、取締役会決議により、発行日において各取締役に割り当てを行うものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。

ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行った場合は、株式1株あたりの払込金額1円を同様に調整した金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発効日より1箇月を経過した日から15年間とする。

(5) その他の新株予約権の条件

① 新株予約権を割り当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。

② 新株予約権については、各年度付与分の全数に付き一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(6)新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても、上記(5)①ただし書の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ② 新株予約権者が、法令または当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合など取締役会で決議した場合には、会社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得し、償却することができる。

(7) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次の(8)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(8) 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利継承者」という。）に限り、新株予約権の権利を継承することができる。

権利継承者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

(9) 新株予約証券の発行

新株予約権者及びその権利継承者は、新株予約権に係る新株予約証券の発行請求を行わないものとする。

以 上